

## ～コミュニティーカレッジの申請にあたって～

- ・申し込みできる方 原則として、市内に在住・在勤・在学している10人以上の団体。  
(学校関係・社会教育団体・福祉団体・その他市長が認める団体等)
- ・開催時間・会場 午前9時から午後9時までの間の2時間程度。  
※(年末年始の市の休日及び祝日を除く)  
会場は原則として市内です。申請者が用意し、講座の案内・運営をしてください。
- ・講座内容 具体的なメニューは決まっておきませんのでお気軽にご相談ください。
  
- ・講師・経費 講座の担当課の職員が講師となります。  
講師料は無料です。一部の講座では材料費を負担していただく場合があります。
- ・利用の流れ
  - ① 太田市の行政、制度、暮らしのことなど学びたいことをご相談ください。(開催希望日の2か月前まで)
  - ② 日程調整後の**14日以内**に、所定の申請書兼承諾書に必要事項を記入し、郵送またはファクスで生涯学習課へお申し込みください。メールでも受け付けます。
  - ③ 生涯学習課より利用承諾書が届きましたら、**担当課と連絡を取りながら準備を進めてください。**
  - ④ 受講後7日以内に**実施報告書(所定用紙)**を生涯学習課へ提出してください。
  
- ・その他
  - ※ **申請担当者は、平日の昼間連絡が取れる方**にお願いします。
  - ※ 公序良俗を阻害するおそれ、特定の政治や宗教につながるおそれ、営利を目的とする活動に利用されるおそれがある場合、出前講座は実施しません。
  - ※ コミュニティーカレッジは、生涯学習の一環として、市民の皆さんに学習機会を提供するものです。苦情・陳情をお受けする場ではありません。

### 《お申し込み・お問い合わせ》

〒373-0025 太田市熊野町23-19

(太田市社会教育総合センター内)

市民生活部生涯学習課

TEL: 0276-22-3442

FAX: 0276-22-3488

Eメール: 017500@mx.city.ota.gunma.jp